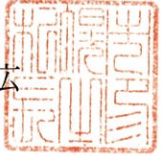


「令和 6 年度札幌市ウォークアブルビジョン策定支援業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）5 月 7 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
まちづくり政策局政策企画部政策推進課
電話 (011) 211-2139

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和 6 年度札幌市ウォークアブルビジョン策定支援業務

(2) 業務内容

「(仮称)札幌市ウォークアブルビジョン」策定に向けて、令和 5 年度までのモデル地区における検討状況を踏まえた上で、別途予定している公共的空間を対象とした公募型実証実験の前後において現況調査、効果分析を実施し、ウォークアブル施策の導入可能性及びその課題を検討するとともに、札幌市におけるウォークアブルシティの目指す姿を可視化する等、ビジョン素案の作成を支援するもの。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

3 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

4 企画書等の提出方法等

(1) 提出方法

持参又は郵送とする。

(2) 提出期間

令和6年5月7日(火)～令和6年5月29日(水)17時15分までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は8時45分から17時15分までとする。

(3) 提出先

上記1のとおり。

5 提案説明書の交付方法

令和6年5月7日(火)からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

(1) 一次審査(書類審査)

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査(ヒアリング)

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

(1) 以下の場合には、企画競争実施委員会において審査の上、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続以外の手法により、企画競争実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画書等は返却しない。

(4) 提出された企画書等の訂正・追加・再提出は認めない。

(5) 同一の事業者からの複数の企画書等の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。